

子ども家庭局母子保健課

1 旧優生保護法について

昭和23年に成立した旧優生保護法は、遺伝性疾患を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について定めていた。この法律は、平成8年に母体保護法に改正され、優生手術に関する規定は削除されたが、旧優生保護法下で行われた不妊手術については、2018（平成30）年3月以降、与党ワーキングチーム及び超党派の議員連盟において議論が行われ、同年12月10日に「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について（基本方針案）」が了承された。

基本方針においては、

- ・一時金の請求に当たり都道府県を経由して行うことができること
- ・国及び地方公共団体は制度の周知を適切に行うとともに、一時金の請求に関し利便を図るための相談支援の業務その他の必要な措置を適切に講ずること

などが盛り込まれ、一時金の支給に関連して都道府県等にも一定の事務を担っていただくこととされている。

今後は、この基本方針に基づき今国会への法案提出を目指すこととされており、引き続き情報提供をさせていただくので、各都道府県におかれてもご承知おきいただきたい。

旧優生保護法について

昭和23年 優生保護法の制定（議員立法）

- ◆ 人口過剰問題やヤミ堕胎の増加を背景に、優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定。

平成8年 優生保護法を母体保護法に改正（議員立法）

- ◆ 障害者の権利の実現に向けた取組が進められる中、障害者を差別する優生思想を排除するため、法律名を改正するとともに、遺伝性精神疾患等を理由とした優生手術（不妊手術）や、人工妊娠中絶に関する規定を削除した。

【件数】

- ◆ 本人の同意によらない不妊手術は約1万6500件、同意のあるものうち、遺伝性疾患等を理由とするものを含めれば、約2万5000人。
- ◆ 本人の同意によらないものは、都道府県に設置された「優生保護審査会」にて、審査・決定。

本人同意		本人同意不要	
3条		12条	
遺伝性疾患等	母体保護	審査会決定	保護者同意 審査会決定
6,967人	819,975人	4条	14,566人
		遺伝性疾患	非遺伝性疾患
		14,566人	1,909人

約8,500件

約1万6500件

約2万5000件

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する 立法措置について（基本方針）

平成 30 年 12 月 10 日
与党旧優生保護法に関する
ワーキングチーム

1 前文

- (1) 昭和 23 年に制定された優生保護法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由として多くの方々、平成 8 年に改正が行われるまでの間、その生殖を不能とする手術や放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- (2) 今後、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、障害や疾病の有無によつて分け隔てられることなく全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて努力を尽くす決意を新たにすることを深く自覚し、対象者に対する一時金の支給に関し必要な事項を定めるため、この法律を制定する。

2 対象者

- 次に掲げる者であつて、この法律の施行の日において生存しているもの
- ① 旧優生保護法第 2 章の規定により優生手術（同法第 2 条第 1 項に規定する優生手術をいう。）を受けた者（同法第 3 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に規定する者に該当することのみを理由として、同項の規定により優生手術を受けた者を除く。）
 - ② ①のほか、旧優生保護法が施行されている間（昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間）に、本人又は配偶者が旧優生保護法に規定する疾病若しくは障害又は当該障害以外の障害を有していること等を理由として、生殖を不能とすることを目的とする手術又は放射線の照射を受けた者

3 一時金の支給

- (1) 対象者には、一時金を支給する。一時金の額は、一律とする。

〔 ※ 一時金の具体的な額は、諸外国の例等も参考に引き続き検討し、法律案を提出するまでの間に決定する。〕

- (2) 対象者が、4 (1) の一時金の請求をした後に死亡した場合であつて、その者が受けるべき一時金があるときは、その者の配偶者等が死亡時に生計同一であった遺族に支給し、遺族がないときは相続人に支給する。

4 権利の認定

- (1) 一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- (2) 厚生労働大臣の認定を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事を経由して請求を行うことができる。
- (3) 請求は、この法律の施行の日から起算して 5 年以内に行われなければならない。この請求期限については、この法律の施行後における一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、請求があつたときは、優生手術に関する記録に当該請求に係る事実の記録がある場合を除き、当該事実があつたかどうかにかんじ旧優生保護法一時金支給認定審査会（仮称）（以下「認定審査会」という。）に審査を求めなければならない。
- (5) 認定審査会は、厚生労働省に置かれるものとし、医学、法律学、障害者福祉等に関する専門的知識を有する者で構成する。
- (6) 認定審査会は、(4) の審査において、請求に係る事実について記録した資料がない場合においても、本人及び関係者の供述、医師の所見その他の資料を総合的に勘案して、適切な判断を行うものとする。

〔 ※ 参考とする資料の例〕

- ・ 本人及び家族の証言
- ・ 処置をした医師、福祉施設職員その他の関係者の証言
- ・ 手術痕等についての医師の診断書
- ・ 不妊手術等を受けたとする時期に請求者が旧優生保護法に規定する疾病に罹患し、又は障害を有していたことを示す資料

- (7) 厚生労働大臣は、(4) により認定審査会に審査を求めた請求については、その審査の結果に基づき、認定に関する処分を行われなければならない。
- (8) 厚生労働大臣及び認定審査会並びに都道府県知事は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- (9) 認定審査会は、必要があると認めるときは、請求者に対して、指定する医師の診断を受けるよう求めることができる。

5 周知等

- (1) 国は、この法律の趣旨について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、国民に対し一時金の支給を受けるのに必要な情報を十分かつ速やかに提供するために一時金の支給に関する制度の周知を適切に行

うとともに、一時金の支給の請求に関し利便を図るための相談支援の業務その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。この場合において、対象者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

※ 具体的な周知等の措置のイメージ

- ・ 障害福祉サービスの認定、障害者手帳の更新等の行政手続の機会を利用したきめ細やかな案内
- ・ 行政による相談窓口の設置
- ・ 弁護士会、医療関係者等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施
- ・ 広報用ポスター・パンフレットの活用
- ・ 医療機関、障害者支援施設等を通じての申請の呼びかけ

6 その他

一時金については、公租公課を課することができない。

※ 優生手術等に関する調査の在り方については、法律案を提出するまでの間に検討する。

都道府県等における旧優生保護法関係資料等の保管状況調査結果(9月6日公表)

(1) 概要

与党WT及び超党派議連からの要請を受け、都道府県等が保有する優生手術に関する資料の保管状況を調査。

- 調査1: 旧優生保護法等において、作成・提出等が定められている資料の保有状況
- 調査2: 調査1で回答した資料の内容等を総合して把握できた、優生手術の申請、審査、手術実施の件数
- 調査3: その他、旧優生保護法に関して保有している資料(統計、白書、通知、事務連絡等)

(2) 調査対象等

- 対象機関: 都道府県、保健所設置市、特別区における行政機関(本庁、公文書館、保健所等)
- 対象文書: 旧優生保護法3条(1号～3号)、4条、12条に基づき実施された優生手術に関する資料
- 調査実施時期: 平成30年4月25日～平成30年6月29日

(3) 調査結果 ※括弧内は、個人が特定できる件数。

①優生手術の申請数(4条、12条)

4条	12条	不明	計
3,456	759	1,851	6,066
(3,437)	(657)	(1,072)	(5,166)

②審査の結果、優生手術が「適」とされた件数(4条、12条)

4条	12条	不明	計
3,261	699	1,716	5,676
(3,255)	(635)	(995)	(4,885)

- 第3条: 本人の同意に基づいた優生手術
- 第4条: 本人・保護者の同意によらず、優生保護審査会で審査・決定される優生手術
- 第12条: 保護者の同意があった場合、優生保護審査会で審査・決定される優生手術

③実際に手術を行った件数(3条、4条、12条)

4条・12条			計	3条	計
4条	12条	不明			
3,002	612	1,373	4,987	1,709	6,696
(1,833)	(174)	(1,026)	(3,033)	(0)	(3,033)

統計として把握されている件数

約16,500件

約8,500件

約25,000件

厚生労働省等における旧優生保護法関係資料の調査結果(9月6日公表)

調査概要

□与党WT及び超党派議連からの要請を受け、厚生労働省等が保有する旧優生保護法関係資料を調査。

※調査対象機関: 本省内部部局、地方厚生局、保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立ハンセン病資料館、重監房資料館、国立公文書館

□調査の結果確認できた資料については、個人情報に該当する部分や、非公開での関係団体との面会における団体側の発言など、行政機関等情報公開法に照らして不開示とすべき情報をマスキングしたうえで、厚生労働省ホームページにおいて公表。

調査結果等

□旧優生保護法の施行時(昭和23年から平成8年まで)に作成・取得した文書であって、優生手術に関する資料、計250件を確認。

- | | | | |
|--------------------|-----|-----------------------|------|
| ①通知・事務連絡: | 20件 | ④厚生科学研究報告書: | 5件 |
| ②自治体からの疑義照会・回答: | 60件 | ⑤旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料: | 37件 |
| ③中央優生保護審査会等に関する資料: | 16件 | ⑥その他の資料: | 112件 |

<⑤の内部検討資料に記載されている内容の例>

- 優生手術の一部対象疾患の遺伝性について、遺伝性のものか否か医学的統一見解は無いと記載されている資料(昭和40年代)
- 強制不妊手術について人権侵害が甚だしいことから廃止すべき旨記載された資料(昭和60年代～平成元年)

既に削除された規定に関するこれらの資料は現時点では歴史的な文書としての位置づけであり、不開示情報に該当しないため公表

医療機関・福祉施設、保健所設置市以外の市町村における 優生手術に関する個人記録の保有状況調査結果

10月31日
公表

1. 調査概要

□ 対象機関：

医療機関（病院、診療所）

福祉施設（障害者支援施設、障害児入所施設、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、
援護施設、婦人保護施設、保護施設）

保健所設置市以外の市町村

□ 調査実施時期：平成30年7月13日から平成30年9月21日まで。

※医療機関、福祉施設については回答は任意。

2. 調査結果の概要

	調査対象数	回答数 (回答率)	うち、個人記録がある と回答した施設数		うち、個人記録がある 可能性があるとして回 答した施設数
				人数	
医療機関	103,675	54,906(53%)	54	609人	143
福祉施設	4,241	3,332(79%)	121	843人	71
計	107,916	58,238(54%)	175	1,452人	214
保健所設置市以 外の市町村	1,638	1,638(100%)	18	151人	2

※「個人記録がある可能性がある」の判断基準例

- ・法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合
- ・優生手術の実施や個人記録の存在について職員や施設入所者等の記憶又は証言がある場合